

㊦

様

特別徴収 指定番号	No.
この指定番号を納入書、異動届等に必ず記入 して下さい。	

令和5年度

特別徴収のしおり

特別徴収事務についての問合せは

大槌町役場 税務会計課

岩手県上閉伊郡大槌町上町1-3

郵便番号 028-1192

電話 0193-42-8711

FAX 0193-42-3855

大槌町指定（代理）金融機関等

- ◇大槌町役場（本庁・支所）
- ◇岩手銀行（本店・支店）
- ◇北日本銀行（本店・支店）
- ◇東日本信用漁業協同組合連合会（釜石大槌支店）
- ◇花巻農業協同組合（本店・支店）
- ◇東北労働金庫（本店・支店）
- ◇宮古信用金庫（本店・支店）
- ◇指定ゆうちょ銀行（郵便局）

- 上記の金融機関等の本店及び各支店を御利用ください。
- 県外から送金される場合で、指定金融機関等を御利用できない場合はゆうちょ銀行(郵便局)を御利用ください。
- ゆうちょ銀行(郵便局)を御利用される場合は綴込の指定通知書をゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。ただし、前年と同じゆうちょ銀行(郵便局)の場合は必要ありません。

町 県 民 税 特 別 徴 収 の 取 扱 に つ い て

町県民税の特別徴収につきましては、日頃格別な御協力を賜り厚く御礼申しあげます。

つきましては、令和5年度町県民税の特別徴収をお願いすることになりましたが、次の事項に御留意のうえ御協力くださるようお願いいたします。

1 特別徴収とは

納税者の便宜を図るために地方税法及び町税条例の規定によって、納税者が1年間に納付しなければならない町県民税額を12分の1（6月から翌年5月まで）に分けて毎月の給与が支払われる際に差引いて事業所ごとに一括して納入していただく制度をいいます。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払をする際に所得税を徴収して納付する義務のあるもので、町税条例によって指定された事業所等をいいます。

したがって、町から送付された税額通知書により、毎月定められた税額を給与から差引いて、翌月の10日までに納入する義務が生ずることになります。

3 特別徴収される人

令和5年1月1日現在、大槌町に住所のある人で、現在も引続き給与の支払を受けている人及び、令和5年中に退職所得の支払を受けた人です。なお、1月2日以後に町外へ転出された場合も令和5年度分は当町に納めていただきます。

4 納税義務のない人

- (1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人。
- (2) 障害者、未成年者（既婚者を除く、平成17年1月3日以後出生）、ひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人。
- (3) 前年中の合計所得金額が28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) + 10万円 + (同一生計配偶者、扶養親族を有する場合16万8千円) 以下の人。

5 町県民税税額通知書の納税者への配付

同封の特別徴収関係書類を受取られましたら「令和5年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」を直ちにそれぞれの納税者にお渡しください。退職等により交付出来ない人がある場合は「給与所得者異動届出書」を御記入のうえ、一緒に返送してください。

なお、氏名に誤りがありましたら正しい氏名に訂正して通知書をお渡しくださるようお願いいたします。その際、当課まで御連絡いただければ幸いです。

6 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出があった場合

納税者に給与以外の所得（営業、農業、不動産、配当など）がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収をすることになっておりますが、納税者が給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一部を、普通徴収（納税通知書により納税者が直接納付）により納付したい旨の申し出があった場合には普通徴収の方法によることができますから、その旨をお早めに申し出てください。

7 月割額の徴収方法

同封の「令和5年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に納税者別の月割額を記載してありますから、6月から翌年5月まで毎月給与の支払をする際に徴収してください。

なお、年税額が均等割額のみである場合及び均等割相当額以下の人については、第1回分（6月分）のみの徴収となります。

8 月割額の納期限と納入する場所

各納税者から徴収した月割額の合計額を別紙の「納入書」によって、表紙裏面記載の指定金融機関等に翌月の10日までに納入してください。

9 月割額を納期限までに納入しなかった場合

○延滞金……特別徴収義務者が特別の理由がなく納期限までに月割額を納入しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に次の割合を乗じて計算をした延滞金が課されます。ただし、税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。

・延滞金の割合

年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）。ただし、その年の延滞金特例基準割合（※）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）となります。

※延滞金特例基準割合
租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合

この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

○督促……納期限までに税金を完納しない場合、納期限から20日以内に督促状が発せられます。なお、督促状1件につき100円の手数料を徴収します。

○滞納処分…納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

10 納税者が退職又は転勤した場合

納税者が退職又は転勤などにより給与の支払を受けなくなった場合は、異動のあった月の翌月最初の開庁日までにこの綴込にある「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入し、提出してください。

11 退職又は転勤などの場合の未納月割額

①退職により徴取されないこととなった月割額は、普通徴取の方法によって退職者の方に納入していただくことになります。ただし、6月1日から12月31日までの間に退職者の方が一括徴取を申し出た場合は、特別徴取義務者は残税額（未徴取分）を一括徴取することができます。なお、翌年1月1日以降の退職者については申し出がなくとも特別徴取義務者は残税額（未徴取分）を一括徴取することが義務づけられています。

②転勤により徴取されないこととなった月割額は、転勤先で引続き特別徴取の方法によって納入していただくことになります。

12 特別徴取税額の変更について

特別徴取税額に誤りがあったり、修正申告等により税額を変更した場合は「特別徴取税額の変更通知書」を送付しますから、変更された月割税額を徴取してください。

13 特別徴取義務者指定番号とは

特別徴取のしおりの表紙にある番号が指定番号ですから、令和5年度分の特別徴取にかかる「納入書」「異動届出書」その他の書類にはすべてこの番号を記入してください。

14 税 率

① 均 等 割 額

町民税 3,500円 県民税 2,500円 ・ 県民税均等割額には「いわての森林づくり県民税」1,000円が含まれています。

・ 東日本大震災をふまえ、地方公共団体の防災施策に要する費用を確保するため、平成26年度から10年間に限り、町民税均等割、県民税均等割がそれぞれ500円引き上げられています。

② 所得割の税率

町民税 6% 県民税 4%

15 所 得 控 除

① 雑 損 控 除 次のいずれか高い方の金額

①実質損失額－総所得金額等の合計額×10%

②災害関連支出の金額－5万円

② 医 療 費 控 除 ①医療費控除

（支払った医療費－保険等の補てん額）が総所得金額等の5%相当額あるいは10万円のいずれか少ない方の金額を超える場合に200万円を限度として控除されます。

②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、年間12,000円以上の対象医薬品等を購入した場合には12,000円を超えた金額を88,000円を限度とし控除されます。

※①と②は併用不可であり、どちらか一方を選択し控除されます。

③ 社会保険料控除 全 額

④ 小規模企業共済等掛金控除 全 額

⑤ 生命保険料控除

支 払 金 額		控 除 額
新契 約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契 約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）		

⑥ 地震保険料控除

支 払 金 額		控 除 額
地震保 険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長 期契 約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

※ただし、1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の2つの掛金がある場合は、どちらか一方の控除しか受けられません。

⑦ 配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額

納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配 偶 者 控 除	一 般	33万円	22万円	11万円
	老 人	38万円	26万円	13万円
障 害 者 控 除	普 通	26万円	寡 婦 控 除	26万円
	特別障害者の場合	30万円	ひとり親控除	30万円
	同居特別障害者の場合	53万円	勤労学生控除	26万円
扶 養 控 除	一般（昭和28年1月2日から平成12年1月1日生まれ） 平成16年1月2日から平成19年1月1日生まれ）			33万円
	老人（昭和28年1月1日以前生まれ）			38万円
	特定（平成12年1月2日から平成16年1月1日生まれ）			45万円
	同居老親等			45万円
基 礎 控 除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	

⑧ 配偶者特別控除額（早見表）

配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

16 税額控除

① 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額。

I 合計課税所得金額が200万円以下の方の合計課税所得金額と右表に掲げる控除額の合計額のいずれか小さい額の5% (町民税3%、県民税2%)

II 合計課税所得金額が200万円超の方(右表に掲げる控除額の合計額－(合計課税所得金額－200万円))の5% (町民税3%、県民税2%)

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
			納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
基礎控除	5万円					
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別		10万円	10万円	6万円	3万円
寡婦控除	同居特別	特別控除者	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	一般		1万円	50万円超55万円未満	3万円	2万円
ひとり親控除	父	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母		5万円			
勤労学生控除	1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円	

ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円(町民税1,500円、県民税1,000円)

④ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

2 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

⑤ 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の町民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

② 配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

町県民税の退職所得の特別徴収について

退職所得に対する町県民税は所得税の退職所得の源泉徴収と同様に、退職手当等の支払の際に税額を計算し、納入していただくことになっております。

- 1 退職所得の町県民税は、退職した日の属する年の1月1日現在の退職者の住所地の市町村に納入してください。

なお、死亡退職した人及び生活保護（退職した日の属する年の1月1日現在）を受けている人には課税されません。

- 2 納入方法は、特別徴収の月割税額とあわせて、別紙の納入書によって翌月の10日までに納入してください。

なお、「納入済通知書」表の「退職」欄に税額を記入するほか、裏面の退職金の「納入申告書」欄に、その内訳を記入してください。

- 3 退職所得にかかる税額の計算方法

- (1) 勤続年数によって退職所得の控除額を算出します。

(控除額は所得税の場合と同じです)

- (2) $(\text{退職金} - \text{退職所得の控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得}$

- (3) $\text{退職所得} \times \text{税率} 10\%$ (町民税6%、県民税4%)

※ 平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等について、住民税の計算方法が変わりました。
退職所得の特別徴収における町民税・県民税所得割額の10%税額控除が廃止されました。

- (4) 実際に税額を算出する場合は、勤続年数による控除をした残額(ををする前の金額)をもとにして「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」により、町民税と県民税の退職所得の税額を求めてください。

- 4 退職所得の控除額（1年未満の端数は1年に切上げ）

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円未満は、80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

ただし、障害者となったことにより退職した場合は100万円を加算します。

- 5 その他詳しいことについては、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参考にしてください。

※ 「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」が、必要な場合は、御連絡ください。(税務会計課 課税班 0193-42-8711)

ゆうちょ銀行(郵便局)の指定について

記

- 1 「指定通知書」(ゆうちょ銀行(郵便局)提出用)を当初納入する際にゆうちょ銀行(郵便局)名を記入して、そのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

前年度利用された指定ゆうちょ銀行(郵便局)は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

(ゆうちょ銀行(郵便局)提出用)

年 月 日

(ゆうちょ銀行(郵便局)名)

ゆうちょ銀行 店長様
郵便局長様

岩手県大槌町長



指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、大槌町の町民税・県民税特別徴収税額の取扱機関(局)に指定しましたので通知いたします。

1. 認証又は承認番号 貯-14875号
2. 口座番号 02320-7-960091
3. 加入者の名称 大槌町会計管理者
4. 取りまとめ局 仙台貯金事務センター
5. 事業所名

(記載例)

令和5年度町民税・県民税特別徴収税額差引簿

異動月日	異動者氏名	異動事由	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
5月9日	日本太郎 外 9名	特別徴収税額 通知書による	99,100	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400
6月8日	山田一郎 外 名	転勤による	△8,700	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600
10月24日	小林花子 外 名	退職により 一括徴収					42,700	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100
12月7日	鈴木一男 外 名	所得更正による							1,000	900	900	900	900	900
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
合 計			90,400	90,800	90,800	90,800	133,500	84,700	85,700	85,600	85,600	85,600	85,600	85,600
納 入 月 日			7月11日	8月10日	9月12日	10月11日	11月10日	12月12日	1月11日	2月10日	3月10日	4月10日	5月10日	6月12日

給与所得者異動届出書について

1 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

- (1) 納税者（別添の税額通知書）のなかで、退職・転勤等の理由により給与の支払いを受けなくなった場合には必ず「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を異動の発生した月の翌月最初の開庁日までに提出してください。
- (2) 納税者が転勤等の異動により新勤務先において引き続き特別徴収を希望するときは、前勤務先で上段の事項を記載して直ちに新勤務先へ回付し、新勤務先は下段（転勤等による特別徴収届出書）の事項を記載後、速やかに大槌町長あてに送付してください。
- (3) この届出が遅れますと、町の事務処理が遅れるばかりでなく納入された金額と課税額が一致しないため差額が生じ、貴事業所の滞納額として残り督促状が発せられたり滞納処分を受けたりする場合があります。
また、退職者も未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくことにもなりますから、事由の発生した都度に提出されるよう特に御注意ください。

2 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

令和5年1月1日現在で給与の支払いを受けている人の給与支払報告書を提出していただいておりますが、その中で令和5年4月1日現在給与の支払いを受けなくなった人がある場合は、速やかに「給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。